

町指定ごみ袋の有料広告に関する募集要項

(趣旨)

第1 この募集要項は、豊山町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、町指定ごみ袋に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2 広告媒体は町指定ごみ袋であり、以下の種類とする。

- (1) 可燃用ごみ袋 Lサイズ
- (2) 可燃用ごみ袋 Mサイズ
- (3) 可燃用ごみ袋 Sサイズ
- (4) 不燃用ごみ袋
- (5) 資源用袋

2 広告媒体の流通期間は町指定ごみ袋作成から約1年間の見込みだが、在庫管理の影響により変動することがある。

(広告掲載の範囲)

第3 町指定ごみ袋に掲載する広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。ただし、主たる目的が求人及びこれに類するものについては広告掲載を行わない。

(広告の掲載規格等)

第4 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

種 類	枠 寸 法	掲 載 料
可燃L	縦 50mm×横 160mm 赤 1 色	1 回の作成につき 120,000 円
可燃M	縦 40mm×横 130mm 赤 1 色	
可燃S	縦 35mm×横 120mm 赤 1 色	
不燃	縦 50mm×横 160mm 黒 1 色	
資源	縦 50mm×横 160mm 黒 1 色	

※デザインが町のイメージを損なわないものであること。

※広告主は、本項の規定により定められた広告掲載料を町長が定める期日までに納めなければならない。

(広告の掲載位置)

第5 広告を掲載する位置は、町が指定した位置とする。

(広告の募集方法)

第6 広告の募集は、要綱第5条に定めるところによる。

(掲載の申込み)

第7 広告掲載希望者は、「広告掲載申込書」(様式第1号)を掲載希望年度の前年度1月末までに提出し、掲載を申込みものとする。

2 町長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8 町長は、前条の申込みがあったときは、町指定ごみ袋有料広告審査会(以下「審査会」という。)による審査を経て、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項による広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、「広告掲載結果通知書(様式第2号)」により広告掲載希望者に通知する。

(審査会)

第9 前条に規定する審査会は、生活福祉部長、住民課長、総務課長及びまちづくり推進課長で構成し、委員長は生活福祉部長とする。

2 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審査会の庶務は生活福祉部住民課において処理する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10 広告原稿は、町が指定した期日までに町が指定した方法により作成して、町長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

3 町長は、第1項の規定により提出された広告原稿の広告内容、デザインが各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要項に抵触していると判断した場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることができる。

(広告掲載の変更及び取り下げ)

第11 広告主は、作成した町指定ごみ袋に掲載している広告について、自己の都合により広告掲載を変更及び取り下げることとはできない。

(広告主の責任)

第12 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負う。

(掲載料の還付)

第13 広告の掲載期間中、町の都合により町指定ごみ袋の作成を停止した場合を除き、納入された広告掲載料は還付しない。

(協議)

第14 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

様式第1号

広告掲載申込書

年 月 日

豊山町長様

(代理店)
住 所
会 社 名
代表者名
電話番号
担当者名

豊山町指定ごみ袋に広告を掲載するため、町指定ごみ袋の有料広告に関する募集要項第7第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

広告主及び広告内容

別紙「広告主及び広告内容調書」のとおり

広告主及び広告内容調書

広告主 (広告掲載希望者)	ふりがな 事業者名称	
	所在地	
	ふりがな 代表者職・氏名	
	代表者の住所 (個人事業者のみ)	
	ふりがな 担当者氏名	
	業種	
	主な事業内容	
広告内容		
誓約事項	1 豊山町の広告掲載要綱を遵守します。 2 豊山町税の滞納はありません。 3 豊山町が事業者(個人事業者の場合は代表者)の町税納付状況調査を行うことに同意します。 <div style="text-align: right;"> 代表者氏名 ㊟ </div>	

- ※注
- 1 広告内容欄が不足する場合は、掲載しようとする広告内容を記載した原稿をA4版で添付すること。
 - 2 広告主ごとに提出すること。
 - 3 広告主が豊山町内にない場合は、市区町村民税の納税証明書を添付すること。
 - 4 広告主は、誓約事項を確認の上、記名押印すること。

様式第2号

広告掲載結果通知書

豊住第 号
年 月 日

様

豊山町長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
(理由:)
- 2 広告掲載料
- 3 納期限